

別表第3(第5条関係)

特定生活関連施設	区分	項目
1 建築物		
別表第1の1の部(1)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(21)の項までに掲げる項目
別表第1の1の部(2)の項に掲げるもの	用途面積100㎡以上300㎡未満のもの	別表第2の1の部(1)の項及び(2)の項に掲げる項目
	用途面積300㎡以上1,000㎡未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(6)の項まで及び(10)の項から(18)の項までに掲げる項目
	用途面積1,000㎡以上のもの	別表第2の1の部(1)の項から(8)の項まで及び(10)の項から(18)の項までに掲げる項目
別表第1の1の部(3)の項に掲げるもの	用途面積100㎡以上300㎡未満のもの	別表第2の1の部(1)の項及び(2)の項に掲げる項目
	用途面積300㎡以上1,000㎡未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(5)の項まで、(10)の項から(18)の項まで及び(22)の項に掲げる項目
	用途面積千平方メートル以上のもの	別表第二の一の部(一)の項から(八)の項まで、(十)の項から(十八)の項まで及び(二十二)の項に掲げる項目
別表第1の1の部(6)の項に掲げるもの	1日当たりの平均乗降客数が2,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(5)の項まで、(8)の項及び(10)の項から(21)の項までに掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数が2,000人以上5,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(8)の項まで及び(10)の項から(21)の項までに掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上のもの	別表第2の1の部(1)の項から(21)の項までに掲げる項目
2 建築物以外の公共交通機関の施設		
別表第1の2の部に掲げるもの	1日当たりの平均乗降客数が5,000人未満のもの	別表第2の2の部(1)の項から(4)の項まで及び(6)の項に掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上のもの	別表第2の3の部(1)の項から(6)の項までに掲げる項目
3 道路		
別表第1の3の部に掲げるもの		別表第2の3の部(1)の項及び(2)の項に掲げる項目
4 公園等		
別表第1の4の部(1)の項に掲げるもの		別表第2の4の部(1)の項から(4)の項までに掲げる項目

別表第1の4の部(2)の項に掲げるもの		別表第2の4の部(1)の項、(3)の項及び(4)の項に掲げる項目
別表第1の4の部(3)の項及び(4)の項に掲げるもの		別表第2の4の部(1)の項から(4)の項までに掲げる項目
5 路外駐車場		
別表第1の5の部に掲げるもの		別表2の5の部(1)の項及び(2)の項に掲げる項目

備考 この表の上欄に掲げるものは、それぞれこの表の下欄に掲げる項目について整備基準の適用のあるものに限る。